

**『公式テキスト 投資信託3級 2025年3月受験用』
「金融商品取引法等の一部を改正する法律」施行に関するお知らせ**

2023年11月20日成立の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」による「締結契約前書面」「運用報告書」「目論見書」等のデジタル提供の原則への改正については、公布日から1年6月以内に施行される予定ですが、2024年12月1日現在、施行されておられません。

つきましては、本テキストが2024年11月施行を見込んだ改正内容に修正しておりますため、当該箇所につき、施行前の内容を次頁以降にお知らせいたします。施行までは施行前の内容にて学習されますようお願い申し上げます。なお、施行のお知らせに関しましては、経済法令研究会ホームページ (<https://www.khk.co.jp/>) にて掲載いたします。

頁	施行後	施行前
29 頁 上から 4 行目 ～ 7 行目	⑨運用報告書の作成・ <u>提供</u> 「運用報告書」とは、投資家に対して信託財産の運用の経過などを報告するための書類である。投資信託委託会社は、ファンドの決算時にこの運用報告書を作成し受益者に <u>提供</u> しなければならない。	⑨運用報告書の作成・ <u>交付</u> 「運用報告書」とは、投資家に対して信託財産の運用の経過などを報告するための書類である。投資信託委託会社は、ファンドの決算時にこの運用報告書を作成し受益者に <u>交付</u> しなければならない。
30 頁 上から 8 行目 ～ 10 行目	⑥運用報告者の <u>提供</u> の取扱い 運用報告書は投資信託委託会社が作成・ <u>提供</u> するものであるが、販売会社を通じて投資家へ <u>提供</u> される。	⑥運用報告者の <u>交付</u> の取扱い 運用報告書は投資信託委託会社が作成・ <u>交付</u> するものであるが、販売会社を通じて投資家へ <u>送付</u> される。
152 頁 下から 1 行目 ～ 153 頁 上から 2 行目	目論見書の交付については、従来、書面を原則としていたが、2023 年 11 月 20 日成立の金商法の改正により、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われ	目論見書の交付については、従来、書面を原則としていたが、2023 年 11 月 20 日成立の金商法の改正による <u>契約締結前書面等のデジタル交付の原則への改正に併せて、目論見書も書面とデ</u>

	<p><u>た。</u></p>	<p>デジタルのどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われる予定である。<u>なお、この見直しは、金商法の改正法の公布日から1年6月以内に施行される予定であり、2024年12月1日現在、施行されていない。</u></p>
<p>160頁 上から 15行目 ～ 161頁 上から 10行目</p>	<p>投資信託会社は、受益者に対してファンドの運用状況<u>その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供し</u>なければならない（投信法14条）。<u>この情報を記載したものを運用報告書という。</u>ファンドの運用状況等の情報提供は、従来、書面を原則としていたが、2023年11月20日成立の投信法の改正により、書面とデジタル（電磁的方法）のどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われた。</p>	<p>投資信託会社は、受益者に対してファンドの運用状況等を記載した<u>運用報告書を交付し</u>なければならない（投信法14条）。ファンドの運用状況等の情報提供は、従来、書面を原則としていたが、2023年11月20日成立の投信法の改正により、書面とデジタル（電磁的方法）のどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われる予定である。<u>なお、この見直しは、投信法の改正法の公布日から1年6月以内に施行される予定</u></p>

		<p>であり、<u>2024年12月1日現在、施行されていない。</u></p> <p>・160頁下から3行目～161頁上から10行目に記載の「運用報告書の提供」、「運用情報の提供」は、「運用報告書の交付」に改める。</p>
161頁上から18行目の次に挿入		<p><u>交付運用報告書は、受益者へ郵送等書面での交付が義務づけられており、運用報告書(全体版)は、電磁的方法による提供が可能となるが、受益者からの請求があった場合のみ書面での交付が義務付けられている。</u></p>
179頁上から10行目～22行目	<p>(3) 契約締結前の<u>情報提供・説明義務</u></p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引契約を締結しようとする時は、あらかじめ顧客に対して<u>情報を提供</u>することが義務付けられている(金商法37条の3)。<u>また、情報提供を行うときは、</u></p>	<p>(3) 契約締結前の<u>書面交付義務</u></p> <p>金融商品取引業者は、金融商品取引契約を締結しようとする時は、あらかじめ顧客に対して<u>書面を交付</u>することが義務付けられている(金商法37条の3)。</p>

	<p><u>顧客の知識、経験、財産の状況および当該契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度により説明しなければならない。</u></p> <p>この情報提供については、従来、書面を原則としていたが、2023年11月20日成立の金商法の改正により、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われた。なお、説明義務については、<u>下記の①④の投資リスクは金融サービス提供法で規定されているので、金商法からは除かれている。</u></p> <p>A <u>情報提供事項</u></p>	<p>この情報提供については、従来、書面を原則としていたが、2023年11月20日成立の金商法の改正により、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とする見直しが行われる予定である。なお、この見直しは、<u>金商法の改正法の公布日から1年6月以内に施行される予定であり、2024年12月1日現在、施行されていない。</u></p> <p>A <u>記載事項</u></p>
<p>183頁 上から 7行目</p>	<p>(4) 契約締結時等の<u>情報提供義務</u></p> <p>金融商品取引が成立した</p>	<p>(4) 契約締結時等の<u>書面交付義務</u></p> <p>金融商品取引が成立した</p>

<p>～ 184 頁 下から 6 行目</p>	<p>とき、その他内閣府令で定めるときは、遅滞なく内閣府令で定めるところにより、顧客に<u>情報提供</u>しなければならない。</p> <p><u>情報提供</u>すべき場合、および<u>情報提供事項</u>は次のとおり定められている。</p>	<p>とき、その他内閣府令で定めるときは、遅滞なく内閣府令で定めるところにより、<u>書面を作成し、顧客に交付</u>しなければならない。</p> <p><u>交付</u>すべき場合、および<u>記載事項</u>は次のとおり定められている。</p> <p>・183 頁上から 13 行目の「A 情報提供すべき場合」を「A 交付すべき場合」、183 頁上から 18 行目の「B 情報提供事項」を「記載事項」、184 頁下から 6 行目の「C 情報提供が不要となる主な場合」を「C 交付が不要となる場合」に改める。</p>
-------------------------------------	---	---

以上